

【アメリカ】東ヨーロッパ安全保障法の成立

2020年12月31日、「東ヨーロッパ安全保障法 (Eastern European Security Act, P.L.116-332.)」が制定された (全3か条)。本法は、1999年3月1日以降に北大西洋条約機構 (NATO) に加盟した国に対して、アメリカの軍備を購入するための直接融資を、大統領が、国務長官を介して行うことを認めるものであり、以下のように規定している。

連邦議会は、次の政策・措置がアメリカの国家安全保障上の利益にかなうと認識する。①ロシアその他敵対国による NATO 加盟国に対する攻撃を抑止すること、②NATO 加盟国が、相互運用可能な軍備を獲得・配備し、ロシア又は旧ソ連時代の防衛品への依存度を低減することを支援すること、③NATO 加盟国が、国防への適切な投資を含め、同盟国の防衛義務を確実に果たすようにすること、④NATO の相互運用可能な軍備を購入するための、主要な同盟国に対する既存の無償援助を、市中金利より低い利率の外国軍事資金融資で補うこと、⑤NATO 加盟国の民主的制度や慣行を維持・強化すること (第2条)。

これらの目的のため、大統領は、国務長官を介して、武器輸出管理法 (Arms Export Control Act, P.L.94-329. 22 U.S.C. § 2763) 第23条に基づく直接融資を行う権限を行使することが2021会計年度から可能となる。国務長官は、融資契約締結の15日以上前に、上下両院の外交委員会及び歳出委員会に対し、次の証明書を提出しなければならない。①受領国が防衛費支払可能な発展を遂げていること、②受領国政府が、自国の憲法を尊重し、民主主義的価値観を支持していること。返済は12年以内になさなければならないが、元金の返済に最長1年の猶予期間を設けることができる (第3条)。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ332/PLAW-116publ332.pdf>

【EU】 欧州サイバーセキュリティ・コンピテンス・センターの設置規則

2021年6月8日、「欧州サイバーセキュリティ産業・技術・研究コンピテンス・センター及び各国調整センターのネットワークを確立する欧州議会及び理事会規則」(Regulation (EU) 2021/887. 全6章48か条)が公布され、同月28日に施行された。

同規則は、サイバーセキュリティに関する研究や技術革新等を促進することを目的として、欧州サイバーセキュリティ産業・技術・研究コンピテンス・センター(以下「センター」)を設置する。センターは、戦略的任務(サイバーセキュリティに関する研究や技術革新等を促進するための戦略の立案等)及び実施任務(EUの研究開発支援プログラムのサイバーセキュリティに関する部分の管理等)を担う。センターは、2029年末までの期限付きの設置とする。ただし、欧州委員会がセンターの評価を行い、継続すべきと判断した場合には、設置期限を延長することができる。

その他、同規則は、センターを支援するため、サイバーセキュリティに関する専門知識を有し、各加盟国が指定する各国調整センターと、産業界・学界・研究機関やサイバーセキュリティに関する市民団体等が参加するサイバーセキュリティ・コンピテンス・コミュニティを設置する。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/887/oj>

【EU】 障害者戦略 2021-2030 の公表

2021年3月3日、欧州委員会は、「平等の連合：障害者の権利のための戦略 2021-2030」(COM(2021)101. 以下「障害者戦略 2021-2030」)を公表した。同戦略は、従前の障害者戦略 2010-2020 (COM(2010)636)を継ぐもので、①障害者のEU市民としての権利享受、②生活の質及び自立した生活、③非差別及び機会均等の3つの主題から成る。

障害者戦略 2021-2030では、各主題の重要施策として次のような施策が掲げられている。①障害者のEU市民としての権利として、「欧州障害カード(European Disability Card)」により、全加盟国で障害の状態を相互に承認することができるようにし、障害者が域内を移動した際にも適切な支援を受けられるようにする。②生活の質及び自立した生活として、障害者の自立生活と社会への包摂支援に関して加盟国に対し指針を公表する。また、障害者の雇用環境改善に関する政策パッケージを公表する。③非差別及び機会均等として、障害者の司法、医療、教育、文化活動、スポーツ等の各分野における差別の撤廃及び機会均等を確保するための研究や加盟国間の情報共有等の支援を行う。

その他の施策として、アクセシビリティ政策の実施に係る加盟国当局や専門家等が情報共有等を行う枠組み「アクセシブルEU(AccessibleEU)」を設置する。また、国連障害者権利条約の実施に係る加盟国当局、障害者団体及び欧州委員会が参加する「障害者プラットフォーム(Disability Platform)」を設置し、障害者戦略 2021-2030の実施を支援する。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021DC0101>

【イギリス】2020年テロ犯罪者（早期仮釈放制限）法

イギリスでは、刑期のうち一定期間服役した受刑者は、仮釈放委員会（Parole Board. 犯罪学者、精神科医、裁判官等の委員で構成される独立機関）の審査を経た上で（刑期が短い者は審査を経ずに）、主務大臣の許可を得て仮釈放され、残りの刑期を社会で過ごすことができる。2019年11月と2020年2月にロンドンで相次いだ、複数名が死傷したテロ事件の容疑者2名は、どちらもテロ犯罪で服役した経歴を持ち、仮釈放委員会の審査を経ずに仮釈放された後に事件を起こしていた。これを受けて、2020年2月2日の事件後、同月11日にテロ犯罪者の仮釈放制度を厳格化する法案が提出され、同月26日に2020年テロ犯罪者（早期釈放制限）法（Terrorist Offenders (Restriction of Early Release) Act 2020, c.3）が制定、同日施行された。

法律は、全10か条及び2附則から成る。これまでは、テロ犯罪の種類と刑期に応じて、2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003, c.44）に基づき、3種類の仮釈放制度（①刑期の3分の2を服役した時点で仮釈放委員会の審査有り、②刑期の半分を服役した時点で審査有り、③刑期4年未満の受刑者は、刑期の半分を服役した時点で審査無し）が存在していた。この法律によって、テロ犯罪を行った受刑者は、一律に、刑期の3分の2を服役した時点で仮釈放委員会の審査を経た上でなければ、主務大臣の許可を得て仮釈放されないこととなった。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/3/contents>

【ドイツ】連邦議会及び連邦政府に対するロビー活動の透明性確保—ロビー登録法—

連立与党会派（CDU/CSU 及び SPD）の議員提出法案により、ロビー登録法（BGBl. I 2021 S. 818）が制定され、2021年4月27日に公布された。同法は、正式名称を「ドイツ連邦議会及び連邦政府に対する利益代表のためのロビー登録を採用する法律」といい、2022年1月1日から施行される。ロビー活動の透明性確保のため、連邦議会に電子登録システム「ロビー登録簿（Lobbyregister）」を設置して運用し、継続的に連邦議会、連邦議会議員、会派、議員団又は連邦政府に対するロビー活動を行う者又は団体に登録義務を課す。全10か条から成り、その内容は次のとおりである。第1条：適用範囲、第2条：登録義務、第3条：登録内容、第4条：登録簿の設置及び運用、第5条：誠実な利益代表の原則、第6条：ドイツ連邦議会建物入場及び公聴会参加、第7条：過料規定、第8条：経過措置、第9条：報告及び評価、第10条：施行。

登録義務が発生するのは、①定期的な活動、②長期的な継続性を目的とする活動、③第三者によるビジネスとしての活動、④直近3か月間に50件以上の異なる接触が行われた活動についてである。例えば、一地域の関心事、市民からの問合せ、請願、特定の財団又は協会の活動などは、登録義務から除外される。継続的な活動やビジネスライクな第三者によるロビー活動の透明性を確保することによって、政治に対する国民の信頼と、議会や政府における意思形成や決定のプロセスの正当性を強化することを目的とする。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-einf%C3%BChrung-eines-lobbyregisters-f%C3%BCr-die-interessenvertretung-gegen%C3%BCber-dem/266665>

【ロシア】公共建築の標準化

2021年7月1日に制定、公布された連邦法第275号「ロシア連邦都市計画法典及びロシア連邦の特定の立法行為の改正について」（以下「改正法」）は、建築に関する複数の事項を改正する。主たる被改正法のロシア連邦都市計画法典は、全70か条から成る、建築に関する基本的な法令である。改正法は、同月12日に一部が施行されており、同年9月1日及び10月1日に残りが施行される。改正法のうち重要な内容は、建築物の標準化であり、一部の建築物の設計書を標準として登録する、というものである。標準として登録された設計書は、公的機関や国家が関わる企業が無償で用いることができる。これにより、建築物の設計に掛かるコストの削減や、建築プロジェクトの高速化が可能となる。改正法により、政府は設計書の標準化について、その手順及び使用可能期間等を定めることができるようになった。このシステムは、学校等公共性の高い建築物について導入され、将来は住宅建築への適用が見込まれる。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/07/07/rg-publikuet-zakon-o-vozhrozhdenii-tipovogo-stroitelstva.html>

【ロシア】NPO 監査目的の機密開示に関する改正

2021年7月2日に制定された連邦法第323号「連邦法「銀行及び銀行活動について」第26条の改正について」は、当局による非営利組織（NPO）の監査について定める法令である。同法は、全1か条から成り、同日公布、同月13日に施行された。一般的にNPOの運営には高い透明性が求められ、寄付金、政府からの補助金等を不正に利用していないか、資金洗浄の温床になっていないかを確認される必要がある。監査に当たってはNPOが保有する銀行口座や出入金記録を調査する手法があるが、この手法は、銀行に守秘義務があつて当局に権限がない場合、取ることができない。被改正法の連邦法「銀行及び銀行活動について」第26条は、金融機関（信用機関）の機密条項に関する条文で、金融機関は顧客の機密を守秘しなければならないと定める一方で、犯罪防止のため、一定の条件下で当局が機密の開示を求める権限を有することも定めている。同法は、この条件にNPO監査を追加する。同法は、連邦行政機関の長がNPO監査のため銀行口座に関する機密の開示を求めた場合、金融機関は情報を提出しなければならない、と定めている。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/07/06/miniust-smozhet-poluchat-v-bankah-svedeniia-o-schetah-nko.html>

【韓国】人種差別・嫌悪による事件の被害者追慕及びアジア系差別禁止を求める決議案の可決

2021年6月29日、韓国国会で「人種差別及び嫌悪により犠牲になった僑民に対する追慕並びにアジア系に対する差別禁止を求める決議案」が可決された。この決議の内容には、①アメリカ国内で起こっているアジア系を対象とした人種嫌悪及び憎悪犯罪を糾弾し、公正な捜査の実施及び再発防止対策の整備を求めること、②現地の韓国の僑民（外国に居住、在留する同国又は同民族の人）の生命及び安全が脅かされていることに深い憂慮を表明し、アメリカ側に韓国僑民の安全保護を求めること、③韓国政府に対し、国際社会と共に人種主義、人種差別、憎悪犯罪問題の解消のために国際的意志を固め、実行することを求めることの3項目が含まれている。この決議は、同年3月16日にアメリカ合衆国ジョージア州アトランタ周辺で発生した、韓国系の女性を含めたアジア系女性6人を含む8人が亡くなった銃撃事件を受けて、韓国国会に提出されていた決議案が修正可決されたものである。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H2I1C0U3H2Z2J1A8K1B2X4H0G1B9W8

- ・ https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=371024&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&multi_itm_seq=0&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&company_cd=&company_nm=&page=43

【韓国】水産副産物の再利用に関する法律の制定

2021年7月20日、「水産副産物再利用促進に関する法律（法律第18318号）」が制定、公布された。本則全21か条、附則3か条から成り、2022年7月21日に施行される。この法律は、水産物の捕獲、採取、養殖、加工、販売等の過程で付随的に発生する骨、ひれ、内臓、皮、殻等の水産副産物を、環境にやさしい形で、かつ衛生的に処理し、再利用を促進し、水産資源を効率的に利用することを目的としたものである。まず、「水産副産物再利用」を、水産副産物を食品、肥料、飼料、化粧品、医薬品等の原料として、また、公有水面の埋立柱材、建築物資材、脱硫剤、消石灰等として製造、加工することと定義した（第1条、第2条）。水産副産物の分離排出義務等（第7条）及び分離排出するための施設構築等に関する支援（第8条）、水産副産物処理業の許可（第9条）、処理業者の順守事項（第11条）等に関する規定が置かれた。また、海洋水産部（部は日本の省に相当）長官及び特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の長は、水産副産物の再利用のための加工、処理、保管等の機能を持つ水産副産物資源化施設を設置し、運営することができ（第16条、第17条）、この資源化施設及び水産副産物処理業者が生産する再利用製品の販路拡大に関する支援を行うことができる（第18条）と規定した。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2O1L0V4S1W4L1Z4O0E2S1A6F9M8D7

- ・ <https://www.mof.go.kr/article/view.do?articleKey=39275&searchSelect=title&boardKey=10&menuKey=971¤tPageNo=13>

【中国】海南自由貿易港法の制定

2018年4月、習近平政権は、海南省を自由貿易港とする方針を示し、2020年6月には、海南省全体を税関外扱いとし、ネガティブリスト方式等による貿易や投資の自由化及び利便性向上、税制の簡素化、資金や人材の流動の活性化、生態環境保護の強化等を盛り込んだ中長期的な全体計画を発表した。その法的根拠となる海南自由貿易港法が、2021年6月10日に公布施行された（中華人民共和国主席令第85号）。この法律は全8章57か条から成り、海南省に改革自主権を付与するとした全体計画を踏まえ、国務院及びその関係部門は、必要に応じて海南省人民政府及びその関係部門に対し、関係する管理職権の行使を授権し、又は委託するとした（第7条）。また、貿易、投資及びその関係管理活動について、海南省人民代表大会及びその常務委員会は、海南自由貿易港法規を制定して省内で実施できるとした。ただし、その内容が全国人民代表大会の制定する法律又は国務院の制定する行政法規で定めるべき事項に及ぶときは、全国人民代表大会又は国務院の承認を経なければならず、法律・行政法規の弾力規定を定めるときは、その状況及び理由を示さなければならない（第10条）。 **海外立法情報課・湯野 基生**

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/eec9070dd18e4b0190cd2abb9345442d.shtml>

【台湾】感染症まん延緊急期間司法手続特別条例の制定

台湾では、新型コロナウイルス感染症の再拡大期の2021年6月25日、感染症まん延緊急期間司法手続特別条例が公布施行された（総統令華総一義字11000058791号）。全5章13か条から成る。

この条例は、司法手続の維持、裁判を受ける権利の保障、訴訟参加人の健康・安全保護のため制定され（第1条）、感染症予防措置により司法手続の進行に影響が生じたときに司法院が行政院と定める感染症まん延緊急期間に適用される（第2条）。法院（裁判所）は、公開法廷の場合、①法廷の座席、傍聴等での弾力的な措置、②管轄区域外の場所での臨時開廷、③法廷又は②の場所での音声及び映像の伝送設備を使用した裁判を行うことができる（第3条）。

刑事事件の場合、訴訟当事者等と法院との間に音声及び映像の伝送設備があり、被告人の同意及びその他の訴訟当事者等への意見聴取の結果、被告人の防御権行使を妨げないと認められるとき、法院は、訴訟当事者等の請求又は職権に基づき、当該設備により司法手続を行うことができる。少年事件の場合、少年の意思表示、少年の健全な成長を妨げないことが更に要求される（第4条）。人身の自由が制限される被告人の場合、裁判官が技術設備により尋問し、勾留に関わる処分等を行うとき、勾留状等は、ファクシミリ等の設備により被告人に送付することができる。法院は、ファクシミリ又は電子メールによって、判決書・裁定書以外の文書を送付でき、また、訴訟当事者等は法院の許可の下、ファクシミリ又は電子メールにより訴状を送付できる。送達の効力は、相手側設備に伝送された時点で発生する（第5条）。裁判記録は、事後に録音で補って作成できる（第6条）。

民事・家事事件の場合も、音声及び映像の伝送設備を使用でき（第8条）、ファクシミリ等による文書送付は、民事・家事事件（第9条）、裁判官弾劾案件（第11条）でも可能とされる。

公判又は司法手続の継続進行に重大な困難があると認められるとき、法院はその停止を決定できる（第7条、第10条、第12条）。条例の施行期間は2023年6月30日までで、期間満了時に、立法院の同意により延長できる（第13条）。 **海外立法情報課・湯野 基生**

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030324>

【オーストラリア】国家プラスチック計画 2021 の策定

オーストラリアでは、2018-19年度に、約254万トン（人口一人当たり約101キログラム）のプラスチックが廃棄されたが、そのうちリサイクルされたのは13%のみで、84%は埋め立てられた。廃棄されたプラスチックに含まれる、全てのPET（ポリエチレンテレフタレート）やHDPE（高密度ポリエチレン）を回収しないことによる経済的損失は、年間約4億1900万豪ドル（1豪ドルは約81.6円）と見積もられている。

2021年3月4日、連邦政府は「国家プラスチック計画2021」を策定し、2021年から2030年までの10年間で、環境に影響を与えるプラスチック廃棄物を減らすためのロードマップを提示した。同計画では、プラスチックの問題を5つの側面（①予防：プラスチック発生源への対策、②リサイクル：プラスチックに対して責任を持つ、③日常生活の中のプラスチック（消費者を支援するための行動）、④海洋・河川プラスチック、⑤研究・イノベーション・データ）に分け、プラスチック廃棄物の段階的削減及びリサイクル率の向上に必要な具体的行動や目標値を設定する。

①～⑤のそれぞれについて、主要な目標は次のとおりである。①：2025年までに、再利用、リサイクル又は堆肥化可能な包装材の使用率を100%にする。また、問題のある不必要な使い捨てプラスチックを段階的に廃止する。②：2025年までに、プラスチック包装材の70%をリサイクル又は堆肥化する。また、包装材に含まれるリサイクル原料の割合を平均70%（プラスチック包装材の場合は20%）とする。③：2023年末までに、年間売上高5億豪ドル以上の一部企業に、当該商品がリサイクル可能か否かを示すラベル（Australasian Recycling Label: ARL）の使用を義務付けることにより、スーパーマーケットの80%の商品に同ラベルが表示されるようにする。連邦政府は、「Recycle Mate」（その製品がリサイクル可能か否かを判断するのに役立つアプリ）が国内の消費者に普及するよう支援する。④：2030年7月1日までに、繊維及び白物家電の業界と協力し、家庭用及び業務用の新しい洗濯機にマイクロファイバーフィルターを段階的に取り付ける。⑤：2060万豪ドルを投じて、一般向けに、廃棄物データを可視化するためのプラットフォームを立ち上げる。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.environment.gov.au/system/files/resources/a327406c-79f5-47f1-b71b-7388407c35a0/files/national-plastics-plan-2021.pdf>

【ブルネイ】ブルネイ・ダルサラーム国食品庁の発足

2020年12月21日、ブルネイ・ダルサラーム国憲法第83条第(3)項に規定される、国王による命令として、ブルネイ・ダルサラーム国食品庁勅令 (Brunei Darussalam Food Authority Order, 2020: S45/2020) が発布された。この勅令は、保健省 (Ministry of Health)、一次資源観光省 (Ministry of Primary Resources and Tourism) 等の既存の食品関連部署を統合し、食品関連事項の唯一の窓口としてブルネイ・ダルサラーム国食品庁 (以下「食品庁」) を発足させるものであり、①ブルネイにおける食品の安全性及び品質を最大限高めること、②国際的な競争力を高めるために、国内の食品産業の発展を促進すること等を目的とする。この勅令は、第1章：序文 (第1条～第2条)、第2章：ブルネイ・ダルサラーム国食品庁 (第3条～第7条)、第3章：所掌事務及び権限 (第8条～第10条)、第4章：職員に関する規定 (第11条～第14条)、第5章：財務規定 (第15条～第20条)、第6章：権限、所掌事務、資産、責任及び被用者の移転 (第21条～第25条)、第7章：一般規定 (第26条～第37条) の全7章37か条及び附則5編から成る。施行日 (食品庁の発足日) は、2021年1月1日である。

海外立法情報課・日野 智豪

・ http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2020/EN/S045.pdf